（都市再開発法施行規則の一部改正）

第九条　都市再開発法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十条の二の次に次の一条を加える。

（意見書の内容の審査の方法）

第十条の三　都市再開発法施行令（以下「令」という。）第三条の二第一項において準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条に規定する方法によつて口頭意見陳述（法第十六条第四項（法第三十八条第二項、法第五十条の六及び法第五十条の九第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合には、審理関係人（法第十六条第四項において準用する行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この項において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて都道府県知事が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

2　前項の規定は、令第三条の二第二項において準用する同条第一項において準用する行政不服審査法施行令第八条に規定する方法によつて口頭意見陳述（法第五十三条第二項（法第五十六条において準用する法第十六条第四項において準用する行政不服審査法第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合について準用する。この場合において、前項中「都道府県知事」とあるのは、「地方公共団体」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定は、令第三条の二第三項において準用する同条第一項において準用する行政不服審査法施行令第八条に規定する方法によつて口頭意見陳述（法第五十八条第三項及び第四項において準用する法第十六条第四項において準用する行政不服審査法第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合について準用する。この場合において、第一項中「都道府県知事」とあるのは、「国土交通大臣（市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事）」と読み替えるものとする。

（都市再開発法施行令の一部改正）

第十条　都市再開発法施行令（以下「令」という。）を「令」に改める。

（高速自動車国道法施行規則の一部改正）

第十一条　高速自動車国道法施行規則（昭和四十六年建設省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「審査請求」を「再審査請求又は同条第二項の規定による審査請求」に改める。

（国土利用計画法施行規則の一部改正）

第十二条　国土利用計画法施行規則（昭和四十九年総理府令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

（映像等の送受信による通話の方法による口頭審理）

第十九条の二　令第十六条の二において準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条に規定する方法によつて口頭審理の期日における審理を行う場合には、審理関係人（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて審査庁（同法第九条第一項に規定する審査庁をいう。）が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第十三条　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則（昭和五十年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（意見書の内容の審査の方法）

第二十九条の二　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第二十条の二第一項において準用する土地区画整理法施行令第三条の二第一項において準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条に規定する方法によつて口頭意見陳述（法第五十一条において準用する土地区画整理法第二十九条第四項（法第五十一条において準用する土地区画整理法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合について準用する。

（都市再開発法施行令の一部改正）

第十四条　都市再開発法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第二項において準用する土地区画整理法施行令第三条の二第二項において準用する行政不服審査法施行令第八条に規定する方法によつて口頭意見陳述（法第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第五項（同条第十三項において準用する場合を含む。）において準用する行政不服審査法第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合については、土地区画整理法施行規則第四条の五第二項の規定を準用する。

3　令第二十条の二第三項において準用する行政不服審査法施行令第八条に規定する方法によつて口頭意見陳述（法第五十九条第九項（同条第十五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する行政不服審査法第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合には、審理関係人（法第五十九条第九項において準用する行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この項において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて国土交通大臣等（法第五十八条第一項に規定する国土交通大臣等をいう。）が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

第三十五条中「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一款　個人施行者（第四十四条―第四十八条）」を「第二款　個人施行者（第四十四条―第四十八条）」に、「第二款　防災街区整備事業組合（第四十九条―第六十条）」に、「第三款　事業会社（第六十一条―第六十八条）」を「第三款　防災街区整備事業組合（第四十九条―第六十条）」に、「第四款　地方公共団体（第六十九条―第七十二条）」を「第四款　事業会社（第六十一条―第六十八条）」に、「第五款　独立行政法人都市再生機構等（第七十三条―第七十六条）」を「第五款　地方公共団体（第六十九条―第七十二条）」に、「第六款　事業計画の内容及び技術的基準（第七十七条―第八十一条）」を「第六款　独立行政法人都市再生機構等（第七十三条―第七十六条）」に、「第七款　事業計画の内容及び技術的基準（第七十七条―第八十一条）」に改める。

第三章第二節中第六款を第七款とし、第五款を第六款とし、第四款を第五款とし、第三款を第四款とし、第二款を第三款とし、第一款を第二款とし、同款の前に次の一款を加える。

第一款　総則

（意見書の内容の審査の方法）

第四十三条の四　令第二十五条の二第一項において準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条に規定する方法によって口頭意見陳述（法第百四十条第五項（法第百五十七条第二項、法第百六十九条及び法第百七十二条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合には、審理関係人（法第百四十条第五項において準用する行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この項において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であって都道府県知事が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

2　前項の規定は、令第二十五条の二第二項において準用する同条第一項において準用する行政不服審査法施行令第八条に規定する方法によって口頭意見陳述（法第百八十一条第二項（法第百八十四条において準用する場合を含む。）において準用する法第百四十条第五項において準用する行政不服審査法第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合について準用する。この場合において、前項中「都道府県知事」とあるのは「法第百七十九条第一項前段の地方公共団体」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定は、令第二十五条の二第三項において準用する同条第一項において準用する行政不服審査法施行令第八条に規定する方法によって口頭意見陳述（法第百八十八条第三項及び第四項において準用する法第百四十条第五項において準用する行政不服審査法第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合について準用する。この場合において、第一項中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣（市のみが設立した地方住宅供給公社にあっては、都道府県知事）」と読み替えるものとする。